

令和4年

東京二十三区清掃一部事務組合議会

決算特別委員会記録

令和4年9月28日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

令和４年東京二十三区清掃一部事務組合議会決算特別委員会記録 目 次

期日	1
場所	1
出席委員	1
欠席委員	1
出席説明員	1
出席議会事務局職員	2
議題	2
開会	3
議題 1 正副委員長の互選について	3
議題 2 認定第1号 令和３年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	4
内容説明（中尾正巳総務部長）	4
質疑（宮澤宏行委員）	7
答弁（秋山兵吾運営担当課長）	8
質疑（宮澤宏行委員）	9
答弁（秋山兵吾運営担当課長）	10
質疑（宮澤宏行委員）	10
答弁（小林幹明施設管理部長）	12
答弁（深井祐子副管理者）	12
質疑（桑原ようへい委員）	13
答弁（初瀬 司財政課長）	13
質疑（桑原ようへい委員）	14
答弁（鈴木和歌事業調整課長）	14
要望（桑原ようへい委員）	14
採決	15
閉会	15

東京二十三区清掃一部事務組合議会 決算特別委員会

1 期 日 令和4年9月28日（水）

2 場 所 東京区政会館 201・202・203会議室

3 出席委員（19名）

1 番	千代田区	桜井 た だ し
3 番	港区	ゆうきくみこ
4 番	新宿区	桑原ようへい
5 番	文京区	田中としかね
6 番	台東区	水 島 道 徳
8 番	荒川区	志 村 博 司
9 番	品川区	本 多 健 信
10 番	目黒区	宮 澤 宏 行
11 番	大田区	鈴 木 隆 之
12 番	世田谷区	下 山 芳 男
13 番	渋谷区	斎 藤 竜 一
15 番	杉並区	脇坂 た つ や
16 番	豊島区	木 下 広
18 番	練馬区	藤 井 た か し
19 番	墨田区	木 内 清
20 番	江東区	山 本 香 代 子
21 番	足立区	工 藤 哲 也
22 番	葛飾区	峯 岸 良 至
23 番	江戸川区	福 本 光 浩

4 欠席委員（4名）

2 番	中央区	木 村 克 一
7 番	北区	名取ひであき
14 番	中野区	内 川 和 久
17 番	板橋区	坂本あずまお

5 出席説明員

管理者	山 崎 孝 明
副管理者	成 澤 廣 修

副管理者	深 井 祐 子
監査委員	樋 口 高 顕
監査委員	本 間 敏 明
総務部長	中 尾 正 巳
総務部調整担当部長	渡 部 洋 一
清掃事業国際協力室長	清 水 英 樹
施設管理部長	小 林 幹 明
処理技術担当部長	加 藤 徹 也
建設部長	高 垣 克 好
計画推進担当部長	真 島 健 司
総務課長	増 谷 尚 余
運営担当課長	秋 山 兵 吾
財政課長	初 瀬 司
事業調整課長	鈴 木 和 歌

6 出席議会事務局職員

事務局長	志 賀 美 知 代
事務局次長	小 池 浩 三 郎
書記	佐 藤 雅 展
同	大 沼 光 輝

7 議題

- (1) 正副委員長の互選について
- (2) 議案審査 認定第 1 号 令和3年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- (3) その他

開 会（午後 3 時 1 7 分）

○志賀美知代事務局長 事務局から申し上げます。

本日は、委員の選任後初めての委員会ですので、委員会条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、荒川区の志村委員に正副委員長の互選までの職務をお願いいたします。

○志村博司臨時委員長 荒川区の志村です。正副委員長の互選まで職務を行います。よろしくお願いいたします。

開会前に、傍聴の許可についてお諮りいたします。

傍聴人から当委員会の傍聴の申し出があった場合、これを許可したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○志村博司臨時委員長 異議なしと認め、傍聴の申し出があった場合は、傍聴を許可することといたします。

ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元に配付のとおりです。

本日は、19 名の出席となっております。

これより議事に入ります。

1、「正副委員長の互選について」を議題といたします。

正副委員長の互選は、指名推選の方法により行い、指名は私から行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○志村博司臨時委員長 御異議なしと認めます。

よって、正副委員長の互選は指名推選の方法により行い、指名は私が行うことに決定をいたしました。

委員長には工藤哲也委員を、副委員長には下山芳男委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○志村博司臨時委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長には工藤哲也委員が、副委員長には下山芳男委員がそれぞれ選出されました。

それでは、工藤委員長には座席の移動をお願いいたします。

〔委員長着席〕

○工藤哲也委員長 委員長に御推挙いただきました工藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行いたします。

２、「議案審査」を議題とします。

（１）認定案第１号、令和３年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○中尾正巳総務部長 令和３年度一般会計歳入歳出決算につきまして、御説明いたします。

議案として送付いたしました、決算書、決算審査意見書、及び予算執行の実績報告の冊子のうち、３冊目の令和３年度予算執行の実績報告―主要な施策の成果説明書―に基づいて、御説明いたします。

７ページ、一般会計歳入歳出決算総括をお開きください。

歳入決算額（Ａ）は、９６５億３，０５０万２，１５１円、歳出決算額（Ｂ）は、９１７億８，８８３万５，４４８円で歳入から歳出を差し引いた額（Ｃ）は、４７億４，１６６万６，７０３円です。翌年度へ繰り越すべき財源（Ｄ）として、１，５２０万円を令和４年度に繰り越していますので、一番下の実質収支額（Ｅ）は、４７億２，６４６万６，７０３円となっております。

８ページ、９ページをお開きください。

歳入について、主なものを御説明いたします。

収入済額の構成比の大きい順から申し上げます。

まず第１款分担金及び負担金でございます。

これは特別区分分担金で、収入済額３９０億円、構成比は４０．４％、当組合における歳入の中核をなしております。

２点目は、第９款組合債です。これは廃棄物処理施設整備に係る組合債収入で、１２１億６，２００万円、構成比は１２．６％となっております。

３点目は、第２款使用料及び手数料です。これは主に廃棄物処理手数料収入で、１２０億８，１７７万３，０８３円、構成比は１２．５％です。

表の一番下、歳入合計は、予算現額９５８億５，３００万円に対し、収

入済額は９６５億３，０５０万２，１５１円で、収入率は１００．７％となっております。

１０ページ、１１ページをお開きください。

歳出について、主なものを御説明いたします。

支出済額で、構成比の大きい順から申し上げます。

まず第３款清掃費でございます。これは清掃工場、不燃・粗大ごみ処理施設等の運営費及び施設整備費で、７０２億８，９７２万７，０９６円、執行率は９５．５％、構成比は７６．６％です。

２点目は、第４款職員費です。これは職員の給料、諸手当等に要した経費で、１０１億８，３４４万１３９円、執行率は９６．４％、構成比は１１．１％です。

３点目は、第６款諸支出金です。これは財政調整基金への積立金で、６１億２，４１４万８，０００円、構成比は６．７％です。

表の一番下、歳出合計は、予算現額９５８億５，３００万円に対し、支出済額は９１７億８，８８３万５，４４８円で、執行率は９５．８％となりました。

続きまして、１２ページ、１３ページ、款別・年度別決算状況をお開きください。

まず、歳入です。

上段の表の一番右、令和３年度、一番下の行、歳入合計欄を御覧ください。

歳入合計は、前年度に比べ４．１％の増です。主な要因といたしまして、第１款分担金及び負担金、特別区分担金が額として２０億円、対前年度比で５．４％の増。第３款国庫支出金が額として１５億２，１３３万１，０００円、対前年度比で２７．８％の増。第７款繰越金が、額として２５億９，６１０万１，０００円、対前年度比で６８．７％の増です。

続きまして、歳出です。

下段の表の一番右、令和３年度の一番下の行、歳出合計欄を御覧ください。

歳出合計は、前年度と比べ６．３％の増です。主な要因といたしまして、第６款諸支出金、これは財政調整基金への積立金でございますが、額として５０億９，４４６万６，０００円、対前年度比で４９４．８％の大幅な

増となっております。これは令和２年度において廃棄物処理手数料等の減収や、コロナ禍による不測の事態に備えるため積立額を大幅に縮減したことによるもので、平成３０年度、令和元年度の収支と同様に令和３年度の額が特に大きいということではありません。

次に、中ほどの行にございます第４款職員費につきましては、令和３年度から新たに款として設定したことから皆増となっております。この職員費を設定したことによりまして、令和２年度まで職員費を含んでおりました第２款総務費が７３．７％の減、第３款清掃費第１項清掃費が１４．７％の減となっております。

１４ページ、１５ページ、性質別・年度別決算状況をお開きください。

歳入について説明いたします。

上段の表の一番右、令和３年度を御覧ください。

一般財源の構成比は５７．６％、前年度と比べ７．５％の増、これは分担金及び負担金と繰越金の増によるものでございます。特定財源の構成比は４２．４％、前年度と比べ０．２％の減でございます。

次に、歳出ですが、下段の表の一番右、令和３年度を御覧ください。

人件費及び公債費で構成される義務的経費の決算額は、一番右の令和３年度の欄では、１４３億３，４８７万８，０００円で、構成比は１５．６％、前年度と比べ０．１％の減。

次に、清掃工場建替など投資的経費につきましては、３０２億６，７１２万４，０００円、構成比では３３．０％、前年度と比べ０．１％の増。

次に、物件費をはじめとする、その他の経費は、４７１億８，６８３万３，０００円で、構成比は５１．４％、前年度と比べ１３．０％の増となりました。これは主に先ほど説明いたしました積立金の増によるものでございます。

１８ページ、１９ページ、組合債現在高調書をお開きください。

令和３年度末現在高は、６４０億４，９００万３，０００円で、前年度末に比べ、８２億８，２４１万９，０００円増加しております。これは清掃工場建替工事等の進捗の関係で発行額が償還額を上回ったためです。

続いて、ページが飛びますが、７８ページをお開きください。

中ほどの表、財政調整基金の状況でございます。令和３年度末現在高は、２１５億２，６１４万８，０００円で、前年度末に比べ、４０億９，２８

5万2,000円減少しております。

以上で、令和3年度決算の説明とさせていただきます。

なお、決算審査意見書におきまして、監査委員より決算審査を行った結果、いずれも法令に適合し、計数上過誤のないことを認めたとする報告をいただいております。

以上で、説明を終わります。

○工藤哲也委員長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑・意見に入りますが、委員の皆さんにお願いをいたします。質疑がある場合は、あらかじめ挙手をお願いいたします。また、御発言に際しては、質問内容の掲載されている資料名及び掲載ページ、項目等を明確にし、質疑を終了する際には、質疑を終わる旨の発言をお願いいたします。

次に、理事者の皆さんにお願いをいたします。答弁の際には、職名を明確に述べていただき、簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。

それでは、質疑・意見のある方は挙手をお願いいたします。

○宮澤宏行委員（目黒区） 簡潔にということでございますけども、こちらの予算執行の実績報告書の66ページ、3款清掃費の清掃工場整備費ですね。こちらの項番3、目黒清掃工場152億円余の決算の計上がされているこの件について質問をさせていただきたいと思います。

目黒清掃工場の操業協定につきましては、先般8月の全員協議会で部分的に質問をさせていただきましたが、改めてこの経過を振り返って質問させていただきたいと思います。

目黒区三田にあります低層住宅地の中に大きくそびえ立つ目黒清掃工場の建替えに関する運営協議会が設置されましたのは今を遡ること10年前の平成24年であります。平成24年から建替えのために協議を延べ約19回ほど行ってまいりまして、引き続き、平成28年から建設のための協議を延べ15回行い、地域住民の方々と合意を積み重ねてきたということで伺っております。

しかるに一組の皆さんは、今年の3月に何の前触れもなく操業協定からごみの焼却量などの縛りを削除するというようなお話を地域住民の方に御提案をされました。縛りをなくすということは一方で炉の焼却可能範囲内でいくらでも燃やせるのではないのか、燃やされては困ってしまうという

住民の思いというのは、我々区議会議員としてももっともだというふうに感じております。

そして6月の運営協議会で住民委員の全員が反対の意思を示した中で8月の運営協議会でも一組理事者側から修正案を提示されなかったため、私は8月の全員協議会でいつになったら修正案を提出していただけるのでしょうかという質疑をさせていただいております。

私は地元住民からの心配されている声の発言の下に、一組理事者側から操業協定に縛りを入れている区は目黒区以外には1つもありませんと御答弁をいただいております。

まずこの1つもないというのが事実なのかどうか、1点伺いたいと思います。本当に地域住民の意見を真摯に受け止めているという姿勢が弱いのではないかと感じて非常に残念でした。

そして一組側が操業協定見直しの根拠としている平成16年の区長会了承事項、操業協定の見直しについて一組理事者の見解をお聞きしたいと思います。これは平成16年の文書には1つ目は焼却に対する制限、そして2つ目は搬入地域に関する制限については基本的に見直しを行うと書いてございます。この基本的にというような言葉でありますけども、絶対に見直しをするというようにとれる文書ではないと私は認識をしております。また工場ごとの状況にも考慮する必要があると、住民にも理解を広げ、住民と話し合いをしっかりと行った上でと、そういった注釈も書かれているところでございます。

ここでもう1点伺いますけども、一組理事者は地域住民が反対しているにもかかわらず、その反対を押し切って操業協定を見直していくんだという方向で理解をされているのかどうかについて、2点伺いたいと思います。

以上です。

○工藤哲也委員長 運営担当課長。

○秋山兵吾運営担当課長 目黒工場の操業協定についての御質問をいただきました。

まず、1つ目の質問ですが、他の工場に焼却量の制限がある工場がないのかというところでございますが、焼却量の制限がある工場はございません。

それから、2番目の質問となりますが、反対している住民がいるにもかかわらず見直すことがないのかというところでございます。

10月から予定している試運転については協定書を結んだところですが、今後、本稼働に伴う操業協定を締結することになります。年間焼却量の制限については地域住民と意見は合意には至っておりませんが、清掃一組といたしましては工場のある区もない区も相互に協調して全体の責任として一般廃棄物の安定的な中間処理を確保するという考え方にに基づき対応してきました。

その一方で、工場操業には地域住民の方々の協力が必要不可欠であります。また先月の全員協議会においても宮澤議員から住民の皆さんの意見をしっかり聞くようにという御指摘をいただきましたので、協定の締結に向けて、引き続き、住民の皆さんの方々と丁寧な対応を行いまして、意見をしっかり聞いて、なるべく早い時期に何らかの形の到達点を見つけるべく目黒区と一組が連携し、地域住民と協議を行っていきたいと考えております。

○工藤哲也委員長 よろしいですか。

○宮澤宏行委員（目黒区） ありがとうございます。今、御答弁いただきました。

2点質問させていただいて、まず1点目、そういうようなトン数を縛った協定はないということでございます。

ないというふうにお答えいただいているので、じゃあこれは何だということを伺うのは大変失礼かもしれませんが、新江東清掃工場に関する操業は協定書を結ばれています。こちらに第1条第1項のところにごみの焼却は何トンまでということが書かれていると。これは私たちが目黒工場もこういうようなものを結んでくださいということをお話ししたことの、今ないというふうなお話をいただきましたけども、これは違うものであるというふうに丁寧な御説明をいただきたいと思います。

あと2点目以降につきましては、平成16年の区長会了承事項について一組理事者の多分先ほど含めた見解を御答弁でいただいたんだと思います。それでこの16年の文書には操業協定の見直しは早期に着手すべきであると。丁寧にやっていきますという御答弁をいただいたので、そのまま丁寧には是非ともお願いしたいと思うんですけども、とにかく早期に着手すべきであるという文言が書かれています。特に建替えやプラント更新が到来する工場については、そのようにしていくものであるというようなことがあります。

それで先に述べさせていただいたように、１０年前の平成２４年から協議会の中で説明をされていますけども、先ほどから目黒区側の気持ちをお伝えしていますけども、住民はどうしても一組が言葉は悪いかもしれませんが、後出しでじゃんけんをしているような、そういう形で少し一組側に裏切られたと、そういうような感情を持っているということを御理解いただきたいと思います。

ですからこういった段階にぎりぎりになってぎくしゃくする前に書かれているとおり早期に着手して様々うまくコミュニケーションをとっていただきたいと、そういうふうに思っていたんですけども、それについて建替工場の機会をしっかりと早期に捉えてやっていく。今はもう遅いのかもしれません。ただ、今もう来年の３月に迫っていることですので、是非とも本腰を入れて丁寧にやっていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○工藤哲也委員長 運営担当課長。

○秋山兵吾運営担当課長 新江東清掃工場につきましては、焼却量の総量について制限はございません。何区、何区というふうに別紙についておりまして、その目安として書いてある数字はございます。焼却量の総量を制限しているものではございません。

過去の運営協議会について御質問があったかと思いますが、我々も過去、旧協定書が、旧工場が終わったら自動的に失効するものとか、また将来的にはこのような制限は外していくのだというようなことは、説明はさせていただいているところです。はっきり１４万５，０００トンという縛りを外したいと言ったのは、今年の３月ということになります。

以上です。

○工藤哲也委員長 宮澤委員。

○宮澤宏行委員（目黒区） すみません、時間がないので最後にさせていただきますけども、住民の思いについて再度語らせていただきたいと思います。

目黒清掃工場は、目黒区のごみだけであれば２５０トンの炉１つあれば十分事が足りる計算になります。ところで１日６００トンの処理能力がある、建替えのときも処理のトン数を減らしている工場というのが実際に他区では見受けられております。そういう中でも同じ６００トンという焼却量のままで現在建替えをしているというのが現状でございます。

そして、平常時は約５００トンというところに、今までは操業協定を結

んでおりますので押さえております。これは燃やせる能力があるからどんどん燃やすのではなく、お話しいただいたように全体で共同処理をしています。共同処理において目黒区が先頭に立ちながら各区におかれても是非ごみを減らしていきましょうよというような我々住民の願いを反映させた形で今の形のトン数を組んでいるというのを御理解いただきたいと思います。

また、お互いさまという気持ちの中で、例えばですけども、お隣の千歳工場の建替えのときですとか、世田谷工場が水銀で止まってしまったかのように、増量を十分目黒工場としても認めて操業をしてきております。そして東北の震災瓦礫の多くも、ほかの工場でもそうでしょう。目黒工場としてもしっかり受け入れて、多くを燃やして、地域の住民の方々もそのときは納得をいただいております。

一組の理事者にも思い出していただきたいというふうに思うんですけども、目黒の清掃工場はそもそも目黒区から出たごみだけを燃やすんですよという説明を一番最初に工場を建てるときにいただいていると、地域の自治会長会の諸先輩方が今でもそれは覚えているということでお話をいただきました。そして全ての区に工場を建設しなければならないんだという一番はじめのときですね。そういう話もいただいております。

ただ、その後、全区には工場は造らない、造られないというような形になってきていることは十分理解をしているんですけども、そこで地元の住民の方は目黒区というのは約8割が住宅地です。その住宅地の中で工場を建てていくことに対して、断腸の思いで地域の住民の方々が受け入れたということを御理解いただきたいと思います。

その中で今回の件について操業していく上でのトン数の縛りを外すと。あたかもトン数縛りを外していくのが当然だというような目線での提案といたしますか、そういう話合いというのは、やはり住民の方々からすると、はい、そうですかと受け入れられるものではないと。ですから丁寧に時間をかけてお願いをしてきた。丁寧に説明をしていってほしいということを要望させていただいてきたところでございます。

それで目黒清掃工場は平常時でも2倍近くのごみを受け入れておるということも十分考慮をいただきながら、円滑な稼働を目指すと、今ここでできましたら一組のほうからしっかり丁寧にやっていくよというようなこと

を御答弁いただきたいと思いますが、最後にいかがでしょうか。

○工藤哲也委員長 施設管理部長。

○小林幹明施設管理部長 宮澤議員、御質問ありがとうございます。

一組は、決して地元の方々をおざなりにするつもりはございません。ただ、これまでこういう経緯になったという部分につきましては、やはり清掃工場のある区もない区も円滑にごみを処理していくという我々の使命の下に、ですから例えば規模を少なくしたところもあれば、規模を大きくさせていただいている世田谷工場ですとか、大田第一工場の稼働も今後控えてございます。そういったところで我々の思いが強く住民の方に伝わったということもあるかもしれません。

したがって、先ほど宮澤議員のほうから御指摘がありました総量の部分につきましても、過去の経緯を踏まえて、住民の方々の話をしっかりと聞きまして、当然検討項目に組み入れる中できちんと検討をして、今後の締結に向けてつなげていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○工藤哲也委員長 他に意見・質疑はございませんか。

○深井祐子副管理者 宮澤議員からの御質問に対して、副管理者としても少しお答えをさせていただきたいと思います。

今、課長、部長と宮澤議員とのやり取りをお聞きしました。16年の区長会の了承事項につきましても、私もしっかり読んだときに「各区のそれぞれの事情を十分配慮しながら」という文言が明記されているところがあります。ですから私どもとして、決して強引に一組の考えを進めていこうということで今まで協議を行ってきたということではございません。ただ23区でお互いに全体の責任として共同処理をしていこうという考え方がございますので、一組としてもそういったことは、基本的な考え方はお伝えしなきゃいけないだろうということで現場のほうでも住民の皆さんと接触してきたということでございます。

ただ、やはりこれまでの住民の皆様からの御意見、あと宮澤議員からも、今、御説明いただきました前の工場、それから今の工場の建替えに至る住民の皆様のお声、それからどんなふうにして対応してきたのかという経緯も十分私どもも理解をしながら、きちんとした到達点を見つけるべく目黒区との協議、調整をしっかり進めていくように、私からもしっかりと指示を

しているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○工藤哲也委員長 宮澤委員、よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

○桑原ようへい委員（新宿区） 新宿区の桑原です。

手数料について質問させていただきます。

23区及び一組では、来年10月に廃棄物処理手数料の改定を予定していると聞いております。改定による一組の収入増はどのくらいを見込んでいるのでしょうか。また今回の改定は一組分担金にも影響するのでしょうか。お願いします。

○工藤哲也委員長 財政課長。

○初瀬 司財政課長 今、御質問いただきました廃棄物処理手数料の改定でございますが、これは持込ごみ量に応じてということになります。清掃一組の収入となる処理処分部門の改定額ですが、現在のキロ当たり15円50銭から17円50銭と2円の増額改定の予定ですので、これを令和3年度の持込ごみ量に乗じますと、15億円程度の収入増というのが見込まれます。ただ、改定初年度である令和5年度は10月改定のため、半分弱の6億円余というふうに見込んでいるところでございます。

続きまして、分担金への影響というお話でございますが、当組合は昨今の資材価格の高騰や労務単価の上昇により歳出圧力が非常に高まっている中で、耐用年数を迎える清掃工場の建替えや劣化が進む設備の補修、予防保全を着実に実施していくという必要がございます。

現在の持込ごみの量を見ておりますと、今回の廃棄物処理手数料の改定を勘案してなお、廃棄物処理手数料はコロナ禍前の歳入を大幅に下回ることになりますので、現時点では財政計画でお示ししている額を減額するというのはちょっと難しいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○工藤哲也委員長 桑原委員。

○桑原ようへい委員（新宿区） ありがとうございます。

2点目、最後ですけれども、燃料高騰に関する質問です。

今年に入ってから世界的に原油価格の高騰が続いており、国も激変緩和事業などを講じているところです。清掃事業においては区の直営車両のほか、民間の清掃車両も多数活用しており燃料費の高騰による影響が懸念さ

れますが、どのように対応をお考えですか。お願いします。

○工藤哲也委員長 事業調整課長。

○鈴木和歌事業調整課長 御質問いただいた燃料費の高騰への対応について回答させていただきます。

ごみの収集運搬につきましては、清掃一組ではなく 23 区の所掌となります。事業調整課では、23 区の調整会議体である清掃リサイクル主管課長会の事務局補助を所管しておりますので、私から回答をさせていただきます。

可燃及び不燃ごみは、各区の直接の収集のほかに雇上会社と呼ばれる民間会社の清掃車両も広く使用しております。雇上会社との契約は、23 区と清掃一組で設立した清掃協議会、これは地方自治法の組織であり、清掃一組とは別でございますが、この清掃協議会で雇上会社との廃棄物運搬請負契約、いわゆる雇上契約に関する事務を執り行っております。

雇上契約において清掃車両の運賃を決めるに当たり、23 区の管理職で構成される清掃協議会の雇上契約検討会で検討をしております。この清掃車両の運賃の内訳の一つとして、燃料費が計上されており、運賃の積算に当たりましては、燃料費の価格変動も反映しております。なお、資源及び粗大ごみにつきましては、各区が雇上会社等と直接契約していることから、一組議会で御質問いただいたことにつきましては、私のほうから課長会を通じて 23 区に情報提供させていただきたいと思います。

以上でございます。

○工藤哲也委員長 桑原委員。

○桑原ようへい委員（新宿区） ありがとうございます。

変化の激しい中、ごみ処理は大変だと思いますけれども、しっかりやっていたいただければと思います。

以上です。

○工藤哲也委員長 他に、質疑・意見等はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○工藤哲也委員長 特にないようですので、質疑・意見を終わります。

これより、採決に入ります。採決は挙手により行います。

認定案第 1 号、令和 3 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○工藤哲也委員長 全員賛成であります。

よって、認定第１号は認定すべきものと決定いたしました。

なお、本特別委員会は、全議員で構成しておりますので、本会議における委員長からの報告は省略いたします。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

この際、何か御発言はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○工藤哲也委員長 特に発言がないようですので、これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

閉 会（午後３時５１分）

記録署名 決算特別委員長

(工藤 哲也)

令和4年
東京二十三区清掃一部事務組合議会
決算特別委員会記録

令和4年11月発行

編集発行 東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局
千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館20階
電話 03(5210)9729

印	刷	物	登	録
令和4年度 第72号				

この冊子は再生紙を使用しています。